

保険料月額表(被保険者負担分 単位:円) 令和5年3月から適用

等級	標準報酬月額	報酬月額		健康保険			厚生年金 (坑内員・船員除く)
				介護なし	介護あり	介護のみ	
				5.105%	6.015%	0.910%	9.150%
健	年	以上 未満		R5.3～	R5.3～	R4.3～	R2.9～
1	1	58,000	63,000	2,960.9	3,488.7	527.8	8,052.00
2		68,000	73,000	3,471.4	4,090.2	618.8	
3		78,000	83,000	3,981.9	4,691.7	709.8	
4		88,000	93,000	4,492.4	5,293.2	800.8	
5	2	98,000	101,000	5,002.9	5,894.7	891.8	8,967.00
6	3	104,000	101,000	5,309.2	6,255.6	946.4	9,516.00
7	4	110,000	107,000	5,615.5	6,616.5	1,001.0	10,065.00
8	5	118,000	114,000	6,023.9	7,097.7	1,073.8	10,797.00
9	6	126,000	122,000	6,432.3	7,578.9	1,146.6	11,529.00
10	7	134,000	130,000	6,840.7	8,060.1	1,219.4	12,261.00
11	8	142,000	138,000	7,249.1	8,541.3	1,292.2	12,993.00
12	9	150,000	146,000	7,657.5	9,022.5	1,365.0	13,725.00
13	10	160,000	155,000	8,168.0	9,624.0	1,456.0	14,640.00
14	11	170,000	165,000	8,678.5	10,225.5	1,547.0	15,555.00
15	12	180,000	175,000	9,189.0	10,827.0	1,638.0	16,470.00
16	13	190,000	185,000	9,699.5	11,428.5	1,729.0	17,385.00
17	14	200,000	195,000	10,210.0	12,030.0	1,820.0	18,300.00
18	15	220,000	210,000	11,231.0	13,233.0	2,002.0	20,130.00
19	16	240,000	230,000	12,252.0	14,436.0	2,184.0	21,960.00
20	17	260,000	250,000	13,273.0	15,639.0	2,366.0	23,790.00
21	18	280,000	270,000	14,294.0	16,842.0	2,548.0	25,620.00
22	19	300,000	290,000	15,315.0	18,045.0	2,730.0	27,450.00
23	20	320,000	310,000	16,336.0	19,248.0	2,912.0	29,280.00
24	21	340,000	330,000	17,357.0	20,451.0	3,094.0	31,110.00
25	22	360,000	350,000	18,378.0	21,654.0	3,276.0	32,940.00
26	23	380,000	370,000	19,399.0	22,857.0	3,458.0	34,770.00
27	24	410,000	395,000	20,930.5	24,661.5	3,731.0	37,515.00
28	25	440,000	425,000	22,462.0	26,466.0	4,004.0	40,260.00
29	26	470,000	455,000	23,993.5	28,270.5	4,277.0	43,005.00
30	27	500,000	485,000	25,525.0	30,075.0	4,550.0	45,750.00
31	28	530,000	515,000	27,056.5	31,879.5	4,823.0	48,495.00
32	29	560,000	545,000	28,588.0	33,684.0	5,096.0	51,240.00
33	30	590,000	575,000	30,119.5	35,488.5	5,369.0	53,985.00
34	31	620,000	605,000	31,651.0	37,293.0	5,642.0	56,730.00
35	32	650,000	635,000	33,182.5	39,097.5	5,915.0	59,475.00
36	1	680,000	665,000	34,714.0	40,902.0	6,188.0	
37		710,000	695,000	36,245.5	42,706.5	6,461.0	
38		750,000	730,000	38,287.5	45,112.5	6,825.0	
39		790,000	770,000	40,329.5	47,518.5	7,189.0	
40		830,000	810,000	42,371.5	49,924.5	7,553.0	
41		880,000	855,000	44,924.0	52,932.0	8,008.0	
42		930,000	905,000	47,476.5	55,939.5	8,463.0	
43		980,000	955,000	50,029.0	58,947.0	8,918.0	
44		1,030,000	1,005,000	52,581.5	61,954.5	9,373.0	
45		1,090,000	1,055,000	55,644.5	65,563.5	9,919.0	
46		1,150,000	1,115,000	58,707.5	69,172.5	10,465.0	
47		1,210,000	1,175,000	61,770.5	72,781.5	11,011.0	
48		1,270,000	1,235,000	64,833.5	76,390.5	11,557.0	
49		1,330,000	1,295,000	67,896.5	79,999.5	12,103.0	
50		1,390,000	1,355,000	70,959.5	83,608.5	12,649.0	

○健康保険料率 102.1/1000 介護保険料率 18.2/1000 年金保険料率 183.00/1000 子ども・子育て拠出金率 3.6/1000
○保険料は事業主と被保険者が折半で負担(子ども・子育て拠出金については事業主が全額負担)
○納入告知書の保険料額については、被保険者個々の保険料額を合算した金額となり、その合算額に円未満の端数がある場合には、端数を切り捨てた額となります。
○被保険者負担分に円未満の端数がある場合
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切捨てし、51銭以上の場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が被保険者負担分を事業主の方へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切捨てし、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
(注)①②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理することができます。
○令和4年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。
※賞与にかかる保険料は支給額から1000円未満の端数を切り捨てて保険料率を乗じた額となります。
※賞与の上限は健康保険:年間573万円まで(年度ごと)、厚生年金:150万円(1ヶ月あたり)となります。
※令和2年9月より厚生年金の等級の上限が変更となり、新たに32等級(650千円)が設けられました。

令和五年九月発行

九月号

発行所

社会保険労務士法人 金原事務所
長崎市興善町四番二号
TEL(八三三)三九〇〇番
FAX(八三六)八七九二番

最低賃金の
改正についての
答申が出ました!



時間額 **898円**

長崎県のこれまでの最低賃金**853円**から

45円アップ↑



【発効予定日】令和5年10月13日

※今後の審議により、上記記載事項に変更がありましたら、改めてお知らせいたします。



令和6年4月より自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます。

改善基準告示が改正されます

◆タクシー・ハイヤー運転手

日勤の1か月の拘束時間

改正前(月換算)

299 時間

改正後

288 時間

日勤の1日の休息期間

改正前

継続8 時間

改正後

**継続11 時間を
基本とし、継続9 時間**



日勤	1か月の拘束時間	288時間以内
	1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週3回までが目安)
隔勤	1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない
	1か月の拘束時間	262時間以内(※1) ※1: 地域的その他特別な事情がある場合、労使協定により270時間まで延長可(年6か月まで)
	2暦日の拘束時間	22時間以内、かつ、2回の隔日勤務を平均し1回あたり21時間以内
	2暦日の休息期間	継続24時間以上与えるよう努めることを基本とし、22時間を下回らない

◆トラック運転手

1年の拘束時間

改正前(年換算)

3,516 時間

改正後

**原則: 3,300 時間
最大: 3,400 時間**

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

**原則: 293 時間
最大: 320 時間**

改正後

**原則: 284 時間
最大: 310 時間**

1日の休息期間

改正前

継続8 時間

改正後

**継続11 時間を
基本とし、継続9 時間**



1年、1か月の拘束時間	1年: 3,300時間以内 1か月: 284時間以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年: 3,400時間以内 1か月: 310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安)	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※1)、16時間まで延長可(週2回まで) ※1: 1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※1)、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日: 9時間以内 2週平均1週: 44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上)、10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない	【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可

◆バス運転手

1年の拘束時間

改正前(年換算)

**原則: 3,380 時間
最大: 3,484 時間**

改正後

**原則: 3,300 時間
最大: 3,400 時間**

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

**原則: 281 時間
最大: 309 時間**

改正後

**原則: 281 時間
最大: 294 時間**

1日の休息期間

改正前

継続8 時間

改正後

**継続11 時間を
基本とし、継続9 時間**



1か月(1年)、4週平均1週(52週)の拘束時間	①②のいずれかを選択	
	①1か月(1年)の基準 1年: 3,300時間以内 1か月: 281時間以内	【例外(貸切バス等乗務者(※1)の場合)】労使協定により、次のとおり延長可 1年: 3,400時間以内 1か月: 294時間以内(年6か月まで) 281時間超は連続4か月まで ※1: 貸切バス乗務者、乗合バス乗務者(一時的需要に応じて運行されるもの)、高速バス乗務者等
	②4週平均1週(52週)の基準 52週: 3,300時間以内 4週平均1週: 65時間以内	【例外(貸切バス等乗務者(※1)の場合)】労使協定により、次のとおり延長可 52週: 3,400時間以内 4週平均1週: 68時間以内(52週のうち24週まで) 65時間超は連続16週まで
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週3回までが目安)	
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	
運転時間	2日平均1日: 9時間以内 4週平均1週: 40時間以内	【例外(貸切バス等乗務者(※1)の場合)】労使協定により、4週平均1週44時間まで延長可(52週のうち16週まで)
連続運転時間	4時間以内(運転の中断は1回連続10分以上、合計30分以上) 高速バス・貸切バス的高速道路の実車運行区間の連続運転時間は、おおむね2時間までとするよう努める	【例外】緊急通行車両の通行等に伴う軽微な移動の時間を、30分まで連続運転時間から除くことができる